

1-2 基本的人権の概要 <基礎編>

基本的人権とは何だろうか？

基本的人権 と憲法

基本的人権は「権利」の一種である。英語では「権利」のことを right というが、この言葉は同時に「正しい」という意味でも使われている。このことから容

易に理解できるように「権利」とはもともと「正当性」ということである。

「私たちにはこのように活動する権利がある」と言う場合、それは「私たちのこの活動は正しいこととして認められている」ということである。

ところで、例えば商品の売買において「代金を受け取る権利」は売買対象となっている商品の売り手にしか認められない権利である。このように世の中のすべての権利がすべての人間に等しく認められているわけではない。しかし権利の中でも特に、自由や平等などすべての人間に等しく認められている権利がある。そのような万人に共通の、それゆえ社会の基礎にあるべき権利のことを現代では「基本的人権」と呼ぶ。

近代社会においては、権利は法によって与えられる。法が「〇〇の権利を有する」とか「〇〇することができる」と定められることによって権利が与えられるわけである。基本的人権は憲法に定められているが、本来、基本的人権は、人間（が作った法）によって与えられたものではなく、人間がもともと有しているものだと言われる。それゆえ正確に言うと、基本的人権は憲法が与えたものではなく、憲法ができる以前からある基本的人権の中身を確認し保障しているにすぎないと考えられる【①】。

基本的人権 の背景

では、なぜ基本的人権は万人に等しく認められるのだろうか。それは、すべての人間はかけがえのない存在＝尊厳をもつ存在だからである。「かけがえのない存在」とは、「他と取り替えることができない存在」という意味である。人間は、たいへん神秘的な出会いの結晶として生まれ、それぞれ異なる個性をもっている。誰一人として機械で安価に大量生産されたものではないし、同じ個性をもつ人間は存在しない。このことは、「人間は誰でも機械の部品のように取り替えることはできない」ということを意味している。それゆえ一人ひとりの人間は、たいへん貴重な存在である。ここから、すべての人間を大切な存在として尊重する精神が生まれてくる。「基本的人権をすべての人間に認める」という考え方は、そのような精神に由来しているのである。

①17～18世紀にヨーロッパで市民革命が起きたときには、まだ憲法が作られていなかったが、当時は基本的人権は「自然権」と呼ばれ、理性によって発見される「自然法」によって与えられると考えられていた。